

(2) 許可不要で出せる自家広告物の基準

許可が不要で出ることができる自家広告物の基準は、以下のとおりです。

規則別表第1の2

区分			禁止地域	許可地域
建造物利用 広告物	屋上 利用 広告物	表示面積※ ¹	5 m ² 以下	総壁面面積※ ² の1/10以下（木造建築物の場合は10 m ² 以下） ただし、1/10が10 m ² 未満の場合は10 m ² 以下
		広告物の 上端の高さ	地上から10m以下で、かつ、広告物自体の高さは2m以下	地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ、48m以下 ただし、5/3が12m未満の場合は12m以下（木造建築物の場合は地上から12m以下）
		その他	壁面から突き出していないこと	壁面から突き出していないこと
	壁面 利用 広告物	表示面積※ ¹	広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の1/5以下で、かつ、10 m ² 以下	広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の1/5以下 ただし、近隣商業地域及び商業地域については、3/10以下
		広告物の 上端の高さ	軒高以下	（基準なし）
		その他	建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しない	建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しない
	突出し 広告物	表示面積	3 m ² 以下	（基準なし）
		広告物の 上端の高さ	壁面の高さ以下	壁面の高さ以下
		広告物の 下端の高さ	（基準なし）	（基準なし）
		壁面からの 突出し幅	1m以下	1.2m以下
		その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと
	建造物から 独立した 広告物 （広告板、 広告塔、 サインポール）	表示面積	5 m ² 以下	10 m ² 以下
広告物の 上端の高さ		地上から7m以下	地上から10m以下	
広告物の 下端の高さ		（基準なし）	（基準なし）	
設置個数		自己の住所、事業所等につき3個以下	自己の住所、事業所等につき4個以下	
その他		道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	
掛看板	表示面積※ ³	1 m ² 以下	2 m ² 以下	
広告幕	広告物の 長さ・幅	10m以下×1m以下	15m以下×1.2m以下	
広告旗	表示面積等	縦1.8m以下×横0.6m以下	2 m ² 以下※ ³	
	高さ	3m以下	3m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと 道路境界線から5m以内に設置する場合は、広告旗（3m以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の組とするときを含む）相互間の距離は、5m以上（自己の住所及び事業所等で、設置する総個数が3以下の場合を除く）	道路上に突き出していないこと 道路境界線から5m以内に設置する場合は、広告旗（3m以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の組とするときを含む）相互間の距離は、5m以上（自己の住所及び事業所等で、設置する総個数が3以下の場合を除く）	
はり紙、はり 札及び立 看板	表示面積等	はり紙、はり札は1 m ² 以下 立看板は縦（脚部を含む）1.8m以下×横0.6m以下	はり紙、はり札は1 m ² 以下 立看板は縦（脚部を含む）1.8m以下×横0.6m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	

※1 表示面積：複数の広告物の表示等を行う場合は、表示面積の合計

※2 総壁面面積：広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積

※3 表示面積：広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積